（前のページより続き）

労　働

最低工賃の改正決定に関する公示（東京労働局最低工賃公示一）

国土調査の成果の認証の公告（国土交通省）

〔公　告〕

諸　事　項

官庁

財団、司法書士懲戒処分関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、復権、特別清算、再生関係

会社その他

二　森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第百条の二十二第四項の規定に基づき、地方自治法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十九年三月二十七日
総務大臣　山本　早苗
地方自治法施行規則の一部を改正する省令
地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。
第十九条中「第二百六十条の二第十項」の下に「（森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第百条の二十二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加え、同条第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。
二　森林組合法第百条の二十二第三項の通知があった場合
イ　名称
ロ　規約に定める目的
ハ　区域
ニ　主たる事務所
ホ　代表者の氏名及び住所
ヘ　裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
ト　代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
チ　規約に解散の事由を定めたときは、その事由
リ　森林組合法第百条の二十第二項第七号の日又は同法第百条の二十二第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日
附　則
この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。
○農林水産省令第十八号
農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十七条第十二号及び水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百二十六条の二第十二号並びに農業協同組合法第九十二条の九第一項及び水産業協同組合法第百二十一条の九第一項において準用する保険業法（平成七年法律第百五号）第三百八条の二十第二項の規定に基づき、農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十九年三月二十七日
農林水産大臣　山本　有二
農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令
（農業協同組合法施行規則の一部改正）
第一条　農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。
第二百三十一条第四項第五号中「の一件当たりの金額が百万円以上」を削り、「含む。）」を「含む。以下この号において同じ。）のうち、組合の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるもの」に改める。
別紙様式第七号(1)第一2(7)ロの表中「当組合」を「当連合会」に改める。
別紙様式第十一号目次記載上の注意を同記載上の注意2とし、同記載上の注意に1として次のように加える。
1　法第92条の9第1項において準用する保険業法第308条の3第1項の指定申請書又は法第92条の9第1項において準用する保険業法第308条の18第1項の規定による届出書において、代表者又は管理人の婚姻前の氏名を当該代表者又は管理人の氏名に併せて記載して農林水産大臣に提出している場合には、その後に当該代表者又は管理人の氏名のみを記載した当該届出書を農林水産大臣に提出するまでの間は、「代表者又は管理人の役職氏名」欄に当該代表者若しくは管理人の婚姻前の氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該代表者若しくは管理人の婚姻前の氏名のみを記載することができる。
別紙様式第十一号5記載上の注意中3を4とし、2を3とし、1を2とし、同記載上の注意に1として次のように加える。
1　法第92条の9第1項において準用する保険業法第308条の3第1項の指定申請書又は法第92条の9第1項において準用する保険業法第308条の18第1項の規定による届出書において、役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて記載している場合には、その後に当該役員の氏名のみを記載した当該届出書を農林水産大臣に提出するまでの間は、「氏名又は商号若しくは名称」欄に当該役員の婚姻前の氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該役員の婚姻前の氏名のみを記載することができる。
別紙様式第十一号7記載上の注意中3を4とし、2を3とし、1を2とし、同記載上の注意に1として次のように加える。
1　法第92条の9第1項において準用する保険業法第308条の3第1項の指定申請書又は法第92条の9第1項において準用する保険業法第308条の18第1項の規定による届出書において、役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて記載している場合には、その後に当該役員の氏名のみを記載した当該届出書を農林水産大臣に提出するまでの間は、「役員の氏名又は商号若しくは名称」欄に当該役員の婚姻前の氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該役員の婚姻前の氏名のみを記載することができる。
（水産業協同組合法施行規則の一部改正）
第二条　水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）の一部を次のように改正する。
第二十六条第二項第三号中「第十条の二第一項」を「第十条の三第一項」に改める。
第三十六条第二項中「第十条の四第二号」を「第十条の五第二号」に改める。
第三十七条第一項中「第十条の四第一号」を「第十条の五第一号」に改める。
第三十八条中「第十条の四第三号」を「第十条の五第三号」に改める。
第四十一条第二項及び第四十五条第二項中「第十条の二」を「第十条の三」に改める。
第六十四条第一項中「第九十六条第一項」を「第九十六条第一項」に改める。
第七十条第一項第三号ロ中「一般振替機関の監督に関する命令（平成十四年内閣府・農林水産省令第一号）」を「一般振替機関の監督に関する命令（平成十四年内閣府・法務省令第一号）」に改める。